

公益社団法人日本仏教保育協会 支部講習会等講師謝礼特別助成金要項

第1条（目的）

本要項は、公益社団法人日本仏教保育協会の外部組織たる支部ないしは支部の連合組織（以下「支部等」という）が実施する保育講習会・研修会等の円滑な実施を援助し、あわせて独自の講習会等の組織化に援助を要する支部等の活動を強化するための「支部講習会等講師謝礼特別助成金」の支給について定める。

第2条（助成金）

本要項に定める支部講習会等講師謝礼特別助成金（以下「助成金」という）は、公益社団法人日本仏教保育協会の当該年度予算の範囲内で、一講習会あたり **20万円** を上限とする。

第3条（申請）

本助成金を希望する支部等は、所定の申請書により、助成金を必要とする保育講習会等の実施要項、必要とする助成金額を明記し、**実施予定日の少なくとも2カ月前までに**、公益社団法人日本仏教保育協会理事長宛に申請する。

第4条（審査と決定通知）

公益社団法人日本仏教保育協会理事長は、申請後速やかに上記助成金申請について事務局に諮り、助成金の金額を決定し、所定の書式により当該支部等に通知する。

第5条（助成金額）

助成金額の決定にあたっては、**本協会研修会等講師謝礼金及び交通費の支出基準による講師謝礼金を助成**する。

第6条（実施報告）

助成金を申請した支部等は、当該講習会終了後速やかに**講習会実施報告書および講習会収支決算書を公益社団法人日本仏教保育協会理事長宛に提出**する。

第7条（支給方法）

本助成金の支給は、**第6条の実施報告を受領し、当該講習会が適正に実施されたことを確認した場合**、銀行振込によって支給する。

第8条（受領書）

本助成金を受領した支部等は、当該助成金の受領書を公益社団法人日本仏教保育協会理事長宛に速やかに提出する。

第9条（付則）

- 1) 本助成金の申請書および決定通知書の書式は別に定める。
- 2) 本要項は、平成29年4月1日より施行される。